

官業民営化等WGヒアリング調査票(その他の検査・検定、監視等)

所管省庁名: 厚生労働省

1.名称	生活衛生関係営業の監視指導
2.根拠法令	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律60条、理容師法13条、美容師法14条、興行場法5条、旅館業法7条、公衆浴場法6条、クリーニング業法10条
3.実施主体	国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区
4.従事者数	理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法等に基づく環境衛生監視員は6292名(平成14年末現在)
5.予算額	(地方公共団体の予算であるため把握していない)
6.事業の内容	<p>厚生労働大臣、都道府県知事等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する権限の実施のために必要とされる報告の徴取、立入検査を行う。</p> <p>都道府県知事等が、理容所、美容所、興行場、旅館・ホテル等、公衆浴場、クリーニング所において必要とされている衛生措置・構造設備等の状況等について報告の徴取、立入検査を行う。</p>
7.民間移管の具体的な内容	
8.更なる民間開放についての見解	別紙参照

8. 更なる民間開放についての見解

【生衛法関係】

問1 最近5か年度において、全国で、生衛法60条に基づく立入検査を行った件数、検査対象の別、問題点是正のための措置を講じた主な事例の概要について御説明願いたい。

(答)

1. 生衛法60条に基づき都道府県等が行う営業者、組合、小組合、都道府県指導センターに対する立入検査の件数及び問題点是正のための措置を講じた事例は、厚生労働省では把握していない。

2. 最近5か年において、連合会、全国指導センターに対する立入検査は行われていない。

【生衛法関係】

問2 生衛法60条に基づく立入検査の事務については、厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県指導センターに係るもの）が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的に御説明願いたい。

仮にルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、係るスキームに民間事業者をのせることも可能であると考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

（答）

1. 生衛法60条に基づく立入検査の事務は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令9条の規定により、生衛組合連合会及び全国指導センターに係るものを除き、都道府県が処理する事務とされており、これらの都道府県が処理する事務は、自治事務となっている。生衛法及び関係政省令で定められている以外の事項については、都道府県等においてその判断により条例又は規則が定められており、これらの法令等に基づき、都道府県等の判断により各組合等への指導等が行われていると承知している。
2. 厚生労働省は、関係法令の解釈について、都道府県等から疑義照会等があつた場合に、口頭により回答することがあるほか、都道府県等に対する技術的助言として文書による通知・回答等を発出することがある。
3. 自治事務である本件事務については、その方法等をマニュアル化することも、都道府県等の判断であり、厚生労働省がマニュアル等を作成したとしても、都道府県等の判断を拘束することはできない。

厚生労働省としては、社会的問題が生じたような場合には、必要に応じて都道府県等の参考に資するために技術的助言としての通知等を発出し、一定の考え方等を示すことがあるが、これに則った取扱いをするかどうかは都道府県等の判断にゆだねられている。

【生衛法関係】

問3 生衛法60条に基づく立入検査を行う職員について、要件は法令に特に定められていないが、実際には、どのような職員が立入検査を行っているのか。一定の経験年数を経たものから選ばれるのか。職員が立入検査の職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか。

(答)

1. 都道府県等において、具体的にどのような職員を立入検査を行う職員として任命するかは、任命権者である都道府県知事等の判断にゆだねられており、厚生労働省としては把握していない。
2. 立入検査を行う職員に対する訓練・教育についても、厚生労働省としては把握していない。

【個別法関係】

問1 都道府県知事が行うこととされている 理容師法13条に基づく理容所への立入検査、 美容師法14条に基づく美容所への立入検査、 興行場法5条に基づく興行場への立入検査、 旅館業法7条に基づく営業施設への立入検査、 公衆浴場法6条に基づく公衆浴場への立入検査及び クリーニング業法10条に基づくクリーニング所への立入検査について、それぞれ最近5か年度において、全国で、立入検査を行った件数、問題点是正のための措置を講じた主な事例の概要について、貴省が把握している範囲で御説明願いたい。

(答)

1. 各法律に基づく立入検査件数は以下のとおり。

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
理容師法	50,220	74,434	53,924	40,700	37,593
美容師法	69,292	122,883	74,587	58,121	59,248
興行場法	4,127	3,694	3,909	3,769	3,307
旅館業法	54,674	55,180	58,870	49,858	59,982
公衆浴場法	21,851	20,612	28,484	25,410	35,238
クリーニング業法	65,043	58,827	47,680	39,409	46,874

(出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」)

2. 問題点是正のための講じた措置の事例は、厚生労働省では把握していない。

【個別法関係】

問2 都道府県によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的に御説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

回答

1. 御質問の各法律に基づく営業施設への立入検査の事務は、地方自治法上の自治事務である。これらの各法律及び関係政省令で定められている以外の事項については、都道府県等においてその判断により条例又は規則が定められており、これらの法令等に基づき、都道府県等の判断により各営業者への指導等が行われていると承知している。
2. 厚生労働省は、関係法令の解釈について、都道府県等から疑義照会等があつた場合に口頭により回答することがあるほか、都道府県等に対する技術的助言として文書による通知・回答等を発出することがある。
3. 自治事務である本事務については、その方法等をマニュアル化するのも、都道府県等の判断であり、厚生労働省がマニュアル等を作成したとしても、都道府県等の判断を拘束することはできない。厚生労働省としては、社会的問題が生じたような場合には、必要に応じて都道府県等の参考に資するために技術的助言としての通知等を発出し、一定の考え方等を示すことがあるが、これに則った取扱いをするかどうかは都道府県等の判断にゆだねられている。

【個別法関係】

問3 上記の検査を行う「環境衛生監視員」について、要件は法令に特に定められないが、実際には、どのような職員が立入検査を行っているのか。一定の経験年数を経た者などから選ばれるのか。職員が「環境衛生監視員」としての職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか、貴省が把握している範囲で御説明願いたい。

回答

1. 厚生労働省としては、都道府県等に対し、環境衛生監視員には以下のいずれかに該当する者を任命することの配慮を依頼する通知を発出している（昭和42年1月11日付け環衛7003号）。
 - ・学校教育法に基づく大学・高等専門学校等において、医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者
 - ・医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
 - ・国立公衆衛生院（現在の国立保健医療科学院）において、環境衛生学科、衛生工学科、化学検査学科又は細菌検査学科の課程又はこれらに相当する課程を終了した者
2. 環境衛生監視員に具体的にどのような職員を任命するかは、任命権者である都道府県知事等の判断にゆだねられており、厚生労働省としては把握していない。
3. 環境衛生監視員に対する訓練・教育についても、厚生労働省としては把握していない。

【共通】

問 当該事務・事業をアウト・ソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合にはその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

回答

1. 御質問に係る各法律は、厚生労働大臣又は都道府県知事等がその職員又は吏員をして検査させることができる旨規定していることから、立入検査ができる者は、厚生労働省又は都道府県等の職員又は吏員に限定されている。
2. これらの法律に基づく立入検査は、店舗等の営業者の施設に立ち入るものであって、これを拒否した場合には刑罰の対象となるほか、当該営業者の営業活動を一時中断させるという効果を生じさせることもあり得る。また、立入検査は、その後に行われることがあり得る行政処分を念頭において行われるものであり、処分を行うこととなる行政側の担当者が検査を行うのでなければ、適正な行政処分を行えなくなる可能性があり、さらに、検査手続の瑕疵が後行の行政処分の効力にも影響を与えることもあり得る。これらのように、立入検査は、営業者に与える影響の重大さ、行政処分との密接な関係を有しており、慎重かつ適正に行われる必要があることから、各法律では、立入検査ができる者を公務員に限定していることは合理性を有していると考えている。